

「長野県医療的ケア児等支援連携推進会議」開催方針（案）

第1 目的

長野県に居住する人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重症心身障がい児等(医療的ケア児等)が、地域で安心して暮らしていけるよう関係機関が連携した体制を構築するため、長野県医療的ケア児等支援連携推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

第2 任務

推進会議においては、医療的ケア児等の支援に向け関係機関が主体的に取り組むよう情報共有を図るとともに、次の事項について検討及び調整を行う。

- (1) 医療的ケア児等の実態及び支援体制の現状、課題の把握に関すること。
- (2) 医療的ケア児等の支援に向けた取組に関すること。
- (3) 医療的ケア児等の支援に向けた広域的な調整に関すること。
- (4) その他医療的ケア児等の福祉の増進に必要な事項に関すること。

第3 出席者

推進会議は、医療的ケア児等の支援を行う関係機関のうち、次の各号に掲げる分野で構成する。

- (1) 医療分野
- (2) 福祉分野
- (3) 保育分野
- (4) 教育分野
- (5) 行政分野
- (6) その他推進会議の目的のために必要となる分野

第4 会議

部長は会議を招集し、議長を務めるとともに、会務を総理する。

第5 圏域会議

医療的ケア児等を地域の実情に応じて支援等を行うため、障害保健福祉圏域毎に保健福祉事務所長が主宰して開催する。

第6 事務局

推進会議を円滑に運営するため、事務局を置くこととし、事務局は「医療的ケア児等支援スーパーバイザー」及び県関係課長で構成する。

第7 庶務

推進会議の庶務は、健康福祉部障がい者支援課において処理する。

第8 その他

推進会議の開催に関し、この基本方針に定めるほかは別に定める。